



平成29年5月11日

各位

会社名 藤森工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 布山英士
(コード番号 7917 東証第1部)

問合せ先 常務取締役 管理部門管掌
吉野 彰志郎
TEL.03-6381-4211

定款の一部変更に関するお知らせ

記

当社は、本日開催の取締役会において平成29年6月20日開催予定の第87回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

① 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行うことの負担に鑑み、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力を2年とする規定を新設するものであります。

(変更案第19条第4項)

② 当社は、平成28年6月17日付にて監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、取締役会の監督機能の更なる強化と適切かつ機動的な運営を図ることを目的として、会社法第399条の13第6項の規定にもとづき、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる制度を導入する規定を新設するものであります。(変更案第24条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第 19 条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 19 条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 20 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 23 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第 24 条 (重要な業務執行の委任の決定)</u></p> <p><u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 24 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

以上